

商戸の天職ハ有無を交易して人々の用を足さしめ、其潤

を以父母妻子を養ふにて候、然といへとも人一人立にてハ遂

かたきものゆへ、其組合を立置互に助て互に其生涯を安く

過す事に候、是迄も組合ハ有之といへとも頼母しき申定も

聞へす候付、今度改て伍什組合被 仰出候、

一、五人組ハ常々むつましく交て、苦樂を共にする事家族のことくなるへし、

一、十人組ハ時々したしく出入て、家事をも聞事親類のことくなるへし、

一、一町内ハ互に助合、互に救合の頼母しき事明友のことくなるへし、

此通組結て交へく候、老て子なくいとけなくして父母なき、

或貧にして養子に疎く匹偶に後るゝ、或片輪にて身過の

成かたき、或病氣取扱の行立かたき死して葬をなしかたき、

又ハ火難に雨露を凌かたき変災に逢て其家の立かたき、斯ル

難義かゝるよるへなきものあらんには、其五人組身に引請ての

養介たるへく、五人組にて届かたき八十人組より力を合、十人組の

力に及かたきハ一町内の救に其難義を除、其生涯を其相応に
遂しむへく候、

一、善をすゝめ悪をいましめ儉をまもらせ奢を制して其職を

勤しむるか、伍什組合の頼母しき務たるへし、若其家業に
怠るもの、或物なきに札を以商ひ、或物をトて其直を踊貴
せしめ、或物を偽飾て人の目を抜もの、又ハ歌舞妓・狂言・酒
宴・遊興に流れ、博奕賭の勝負を事とする類のものあらハ、
伍中各教訓を施し異見を加へ、若々改すん八十人組に告て
実見せしめ猶も改さるに至てハ、ひそかに組頭に達し其
扱を請へし、

右之通被 仰出候間、頼母しき組合を立、町々戸々永く
相続いたすへきや、

享和元年二月 中條

荏戸